

議員提出議案第4号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月23日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する意見書

3月6日、北朝鮮は、4発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち3発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。

これは、一連の国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものであり、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全に対する明らかな挑発行為である。とりわけ、我が国の排他的経済水域内に落下させることは、日本海で多くの漁業者が操業活動を行う本県にとって、住民の生命・身体・財産の安全を脅かす行為として、断じて容認できるものではない。本議会は、これらの行為に対し強い憤りをもって断固抗議するものである。

このような北朝鮮の暴挙に対しては、国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を目指すべきである。

政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全なる履行を実現するよう働き掛けを強化しつつ、各国との連携を強化し、国連安保理での取組や我が国独自の措置の徹底を通じて圧力の強化を追求するとともに、国民の生命と財産、そして標的とされた場合に甚大な被害が想定される原子力発電所を守るため、ミサイル防衛の強化など必要な防衛体制の構築を図るべきである。

さらに、政府は、弾道ミサイル問題のみならず、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である拉致問題をも含め、北朝鮮情勢に関する情報を収集・分析の上、国民に対して的確な情報提供を行うべきである。そして、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げて取り組むよう改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

様